

次期山形県大規模システム統合基盤構築運用業務

落札者決定基準

令和5年3月

山形県

「次期山形県大規模システム統合基盤構築運用業務」の調達に係る落札者の決定については、入札公告及び入札説明書に掲げる要件のほか、この落札者決定基準によるものとする。

1 審査機関

- (1) 総合評価落札方式一般競争入札により落札者を選考するため、学識経験者等により構成される次期山形県大規模システム統合基盤構築運用業務総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 本委託業務の価格以外の要素として入札者に求める提案（以下「業務提案」という。）の内容の評価は、審査委員会において実施する。
- (3) 審査委員会は、業務提案の評価を行い、2の（1）落札者の決定方法に基づき価格その他の条件が本県にとって最も有利な者について決定する。

2 総合評価の方法

(1) 落札者の決定方法

ア 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。

イ 総合評価点の最も高い者の入札価格が、「山形県低入札価格調査制度実施要綱」（以下「低入札調査要綱」という。）第3条による調査基準価格（以下「基準価格」という。）を下回るものであった場合は、入札を終了し、総合評価点の最も高い入札者について、低入札調査要綱第6条第2項による本件調達役務の内容に適合した履行がなされるか否かを調査（以下「履行適合調査」という。）した上で落札を決定することとし、この場合、入札結果は、後日書面で通知する。

ウ 履行適合調査の結果、当該入札価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その入札を行った者を落札者に決定する。

また、当該入札価格によっては、契約の内容に適合する履行がなされない恐れがあると認められる場合は、当該入札者を落札者とせず、次に総合評価点が高い者（以下「次順位者」という。）を落札者に決定する。この場合において、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合は、前項及び本項の規定を準用し落札者を決定するものとし、次順位者の変更は、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者において落札者が決定するまで繰り返すものとする。

エ 前2項により履行適合調査の対象となった者が落札者になった場合は、低入札調査要綱第9条に基づき契約履行の状況等について報告を求める場合があり、落札者はこれに応じるものとする。

オ 総合評価点の最も高い者が二人以上あるときは、業務提案評価点の高い方を落札者とする。それでも同じ場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

カ 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

(2) 業務提案の評価項目及び得点配分並びに評価項目に対する評価基準

評価項目及び得点配分並びに業務提案の評価項目に対する評価基準は、「別表 業務提案評価基準（以下、「別表」という。）」に定めるとおりとする。なお、概要は以下のとおり。

評価項目(概要)	項目数	配点
I. 事業全体方針	2	100
II. 委託業務	6	280
III. 作業実施体制等	3	90
IV. その他	2	30
合計	13	500

(3) 業務提案の評価方法

ア 業務提案の評価は、別表に定める各評価項目の配点の上限の範囲内で、評価ランクによりA～Eの評価を行い、それぞれのランクに該当する配点率を、各評価項目の配点に乗じて算出した業務提案評価点を付与する。

<配点表>

評価ランク		配点率
A	非常に優れている	100%
B	やや優れている	75%
C	標準的である	50%
D	やや劣っている	25%
E	劣っている（又は記述が無い）	0%

イ 入札参加者の業務提案評価点については、審査委員会各委員の採点を平均した点をもって、その業務提案評価点に係る得点とする。ただし、必須記載項目については、1つでも0点となった場合は、それまでに評価した項目を含めて、すべての評価項目の業務提案評価点を0点とする。

ウ 審査委員会は、原則として次の方法により評価を行うものとするが、その他必要に応じて提案書について入札参加者に内容確認を求めることがある。

i 書面審査

提案書の内容を確認し、評価する。

ii 対面審査

書面上確認しがたい内容について口頭審査等を行い、評価する。

対面審査は次により行うので、入札参加者は、主任担当者等の出席及び説明に配慮すること。

なお、対面審査に出席できない場合は、書面審査のみをもって評価を行うものとする。

(ア) 開催通知

提案書の提出期限後に、連絡を行う。

(イ) 開催月日（予定）

令和5年 5月9日（火）

(ロ) 開催場所（予定）

山形県庁舎内

(エ) 出席可能人数

5名以内とする。

(4) 入札価格の評価方法

入札価格評価点の評価は、その入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。

「入札価格評価点（1点未満切捨て）＝ { 1 - (入札価格) / 入札書比較価格 } × 500」

(5) 総合評価点の算出方式

入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。

3 その他

入札をした者は、入札後、入札説明書、仕様書、提案書作成要領、落札者決定基準及び提案書の内容等について不明、錯誤等を理由として異議を申立てることができない。

別表 業務提案評価基準

評価項目			評価内容	配点	必須記載項目	仕様書記載頁	基本計画書記載頁
大項目	中項目	小項目	評価基準				
I. 事業全体方針	1 実施方針	1.本業務の基本的な考え方	・本業務の背景や基本方針に関して理解した内容について具体的に記述されていること。	50	○	p1~2	-
		2.実施方針	・本業務の基本方針を踏まえ、「確実な更新」、「コストの適正化」、「業務効率化」を実現するための実施方針が提案されていること。 ・基盤上で稼働する各業務システムの要件等を理解したうえで、各システム所管課との調整作業等、実施方針が具体的に記述されていること。	50	○	p1~2	p106
項目数 2				100			
II. 委託業務	1 設計業務		・基本計画書の内容を理解したうえで、本業務を遂行するための設計方針が記述されていること。 ・システム所管課への確認の方法と頻度について具体的に記述されていること。 ・第二次導入が円滑に遂行できるように、第一次導入時の設計において考慮することについて、具体的に記述されていること。	30	○	p5	p1~71 p107~108
	2 ハードウェア、ソフトウェア等の調達業務		・提案した仮想化製品の製品名と、その製品が持つ機能や性能面での特長、類似の稼働基盤構築における導入実績(本県と同規模または同規模以上実績)について具体的に記述されていること。	60	○	p5 p14~18	p72~100
	3 データセンター等の調達業務		・本基盤を設置するデータセンターについて、基本計画書の要件を満たしていることが確認できるよう記述されていること。 ・データセンターの所在地(被災等のリスク軽減に関する事項を含む)について記述されていること。 ・二次バックアップのデータセンターの所在地とその考え方について記述されていること。 ・データセンターの拡張性について記述されていること。	30	○	p5	p102~105
	4 移行支援業務		・大規模システムの移行支援の手法について具体的に記述されていること。 ・移行期間中に既存業務への影響を最小限とするための手法を記述すること。 ・移行支援により、軽減される職員の作業時間を具体的に示すこと。	50	○	p6	p112 p122
	5 試験業務		・稼働基盤の試験に係る考え方や手法について具体的に記述されていること。	30	○	p6	p111
	6 運用保守業務		・サービスレベル管理の項目及び御社が実現可能と考えている目標値(SLA)を具体的に提案すること ・運用保守の基本的な考え方(受託者と本県の役割分担を含む)が具体的に記述されていること。 ・運用保守に係る職員の作業効率化・負担低減の方策が具体的に記述されていること。 ・運用試験の支援について、具体的な手法が提案されていること。 ・運用試験に係る業務システム担当者の負担軽減対策が具体的に記述されていること。 ・障害発生時の障害の規模ごとの対応方法について、体制を含め具体的に記述されていること。また、復帰までの時間を最短とする考え方が記述されていること。 ・運用保守において、軽減される職員の作業時間を具体的に示すこと。	80	○	p6	p113~124
項目数 6				280			
III. 作業実施体制等	1 事業計画		・プロジェクト管理方法や、関係者間の情報伝達、情報共有のためのコミュニケーションツールや手法について記述されていること。 ・プロジェクト管理方法や情報共有のためのコミュニケーションツール・手法の導入により、軽減される職員の作業時間を具体的に示すこと。	50	○	p8	-
	2 実施体制全般		・本業務の実施体制が記述されていること。 ・統括責任者、主任担当者に関する経歴が記述されていること。 ・要員の資格要件に関して記述されていること。	30	○	p8~9	-
	3 作業環境		・作業環境、作業場所について記述されていること。 ・構築環境におけるセキュリティ保持対策について記述されていること。	10	○	p10	-
項目数 3				90			
IV. その他	1 ガバメントクラウドへの移行		・将来的に、県の業務システムはガバメントクラウド上での運用も考えられるが、次期基盤の構築に向けて考慮しなければならない内容について記述されていること。	20		-	-
	2 県内情報産業への貢献		・設計・構築・保守等における参画など、県内企業に対する何らかの配慮について記述されていること。 ・本委託業務に関連して県内企業に対する技術移転へ貢献するなど、地域ICT産業振興に寄与する考え方が記述されていること。	10		-	-
項目数 2				30			
総項目数 13				500			